五年内閣府・総務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及び同条第二号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及び同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯として国が交付する給付金を支給することを目的として国が支給する給付金（特別区を含む。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に対する給付金をいう。）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（同令第二条第一号ロ及びハからホまでに掲げる個人又は世帯に対する給付金をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和七年度千葉県柏市物価高騰対策生活応援商品券（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度柏市一般会計補正予算に係る、千葉県柏市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報、地方税関係情報、住民基本台帳関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者福祉関係情報、介護保険関係情報、国民年金関係情報、就学援助関係情報、子ども・子育て支援関係情報、雇用保険関係情報、国民健康保険関係情報、後期高齢者医療関係情報、住民税非課税世帯等に対する給付金（令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和七年度千葉県柏市物価高騰対策生活応援商品券の支給要件の該当性を判定する必要がある者に関する道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第三百三十四号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の二の七第一項第五号の確認措置に係る電気通信役務の認定をしたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月三十日

総務大臣　村上誠一郎

認定を受けた電気通信役務（以下「認定役務」という。）を提供する電気通信事業者の氏名又は名称	認定役務の名称	認定役務の内容	認定をした日
UQコミュニケーションズ株式会社	UQ通信サービス契約	別記のとおり	令和７年８月26日

別記　仮想移動電気通信サービス（平成28年総務省告示第106号（電気通信事業法第26条第１項各号の電気通信役務を指定する件）第１項第３号に規定する仮想移動電気通信サービスをいう。）以外の無線インターネット専用サービス（同項第２号に規定する無線インターネット専用サービスをいう。）。ただし、法人契約その他の電気通信事業法施行規則第22条の２の７第１項第１号から第４号までに掲げる場合に締結される契約により提供されるもの及び特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第２条第１項に規定する訪問販売又は同条第３項に規定する電話勧誘販売によるものを除く。

○総務省告示第三百三十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第一号の規定に基づき、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会が令和七年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、当該共同募金会に対して支出された当該寄附金のうち、令和七年十月一日から同年十二月三十一日までの間に支出された寄附金については令和八年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、並びに令和八年一月一日から同年三月三十一日までの間に支出された寄附金については令和九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

令和七年九月三十日

総務大臣　村上誠一郎

社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○総務省告示第三百三十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月三十日

総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　令和七年度統合防空ミサイル防衛実弾射撃訓練実施部隊
二　国外派遣期間　令和七年十月一日から令和七年十一月二十六日まで
三　派遣人数（概数）　百九十人程度
四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国テキサス州及びニューメキシコ州

○総務省告示第三百三十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定に基づき、登録証明機関として登録した一般財団法人テレコムエンジニアリングセンターから技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月三十日

総務大臣　村上誠一郎

一　技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称及び所在地

事務所の名称	事務所の所在地
一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター本部	東京都品川区八潮五丁目七番二号
一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター西日本サービスセンター	大阪府大阪市中央区島之内一丁目二十一番十九号
一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター中日本サービスセンター	愛知県名古屋市東区東片端町二十三番地

二　変更年月日

令和七年九月三十日